

(仮称) 千葉県再生土等の適正な埋立て等の確保に関する条例骨子素案

1 目的

再生土等の適正な埋立て等を確保するための措置を定めることにより、崩落等の災害や塩化物等の流出による周辺環境への悪影響を未然に防止し、県民の生活環境の保全を図る。

2 規制対象

本条例の規制対象は、「再生土等の埋立て等」とする。

なお、「再生土等」とは、建設汚泥等の産業廃棄物を中間処理し、土地造成用の資材として再生したものをいう。

また、「埋立て等」とは、埋立て、盛土及び一時堆積をいう。

3 規制の内容

(1) 再生土等の適正な埋立て等を確保するための基準の遵守義務

① 崩落等を防止するための基準の遵守義務

急勾配等の埋立て等による崩落等を防止するための基準の遵守を義務付ける。

② アルカリや塩化物による環境影響を防止するための基準の遵守義務

埋立て等を行った場所から、高いpH値を示す溶出水や塩化物の流出による周辺環境への悪影響を防止するための基準の遵守を義務付ける。

(2) 届出等の手続の創設

① 計画書等の届出

一定の規模以上の再生土等の埋立て等について、その計画書の届出を義務付ける。

また、計画の変更や事業の完了等に係る届出も義務付ける。

② 関係書類の保存

届出書及び添付書類の写し、管理台帳等の関係書類について、一定期間の保存を義務付ける。

③ 近隣住民等への情報提供

再生土等の埋立て等の現場において、届出された計画書の概要を記載した標識の掲示を義務付ける。

また、届出書及び添付書類の写し、管理台帳等の関係書類について、事業場での備付け及び住民等への閲覧を義務付ける。

(3) 実効性の確保

① 監督処分

崩落等の災害及び高いpH値を示す溶出水や塩化物の流出による周辺環境への影響の発生を未然に防止する必要から、再生土等の適正な埋立て等を確保するための基準の遵守義務に違反した者に対して、勧告や措置命令等を行うこととする。

② 立入検査等

必要に応じて、再生土等の埋立て等を行う者等に対して、報告を徴収することとし、また、再生土等の埋立て等の現場等への立入検査を行うこととする。

③ 罰則

届出義務違反、措置命令等違反、報告徴収や立入検査の拒否等について、罰則規定を設ける。